

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

上越市長 小菅 淳一

市町村名 (市町村コード)	上越市 (15222)
地域名 (地域内農業集落名)	大潟区 (雁子浜、九戸浜、潟町一区、潟町二区、潟町三区、潟町四区、潟町五区、四ツ屋浜、土底浜東区、土底浜中区、土底浜上区、下小船津浜、上小船津浜、渋柿浜、犀潟、蜘蛛池、潟田、岩野古新田、長崎、吉崎新田、内雁子、内雁子新田、高橋新田、和泉新田、米倉新田、山鶴島、里鶴島新田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年12月25日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

大潟区は、上越市の北側に位置し、海岸部から平地にかけて22集落が点在する地域であり、年々、過疎化・高齢化が進んでいる。現在の人口は8,909人で高齢化率は36.4%となっている。
農業分野においては、中心経営体は多いものの、高齢化が進んでおり後継者のいない農家もある。持続的な農地利用を確保していくためには、地区で定期的に利用状況を確認し、地区内の担い手はもとより、地域の農業者や農業法人と連携を図りながら、将来へ受け継いでいく農地を維持していく仕組みの構築が必要である。
また、昭和50年代の圃場整備が最も新しいが、圃場が30a区画であり水路施設や畦等の老朽化が進んでいることと慢性的に用水も不足気味である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地域の農業を維持していくため、主要作物である水稻を安定的に生産するほか、農業所得の向上を図るための露地野菜、施設野菜、枝豆、大豆等の複合営農を推進するとともに、農作業の効率化や生産コストの低減を図るため、ICTを活用したスマート農業の導入に取り組んでいく。
また、農業従事者の減少に対応していくため、地区内外の担い手への農地の集積・集約化を円滑に進めるとともに、農地を将来へ受け継いでいく仕組みづくりや条件整備などの取組により、地区内外の多様な人材の確保・育成を進めながら、地域農業を維持していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	508 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	508 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

優良農地保全の観点から農振農用地をその区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地区内外の担い手(認定農業者や新規就農者など)の計画的な規模拡大につながるよう、地域と連携して農地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農業経営の縮小や離農、農作業の効率化による農地の交換などの際は、農地中間管理機構を活用し、農地の最適化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手のニーズを踏まえ、基盤整備を検討する際は、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用し、農用地の大区画化や汎用化等を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
農業関係機関・団体と連携し、農地の確保や営農指導、各種補助制度を活用しながら、地区内外から多様な農業者(経営体)を受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や労働力不足の解消を図るため、地区外の農業法人等に農作業の一部を委託し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①有害鳥獣による農作物被害が拡大しないように、必要に応じて防護柵の設置をするとともに、目撃情報や被害情報があつた場合には、関係団体も含めて速やかに対応できる体制を構築していく。
- ②水稲等の栽培においては、減農薬・減肥料に努めるほか、環境保全型農業に取り組む生産者は、畜産農家と協力しながら堆肥の安定的な確保と圃場への散布による土づくりに努める活動を進める。